

令和3年度野生傷病鳥獣の保護・救護状況について

野生動物対策検討委員会

委員長 赤羽 良仁

野生傷病鳥獣保護指導委託事業にご協力いただき、ありがとうございます。本事業は、愛知県から愛知県獣医師会が委託を受け、野外で負傷、疾病を患い発見された鳥類および哺乳類の保護指導を行うものです。野生動物対策検討委員会では、平成22年度より愛知県内で保護された野生傷病鳥獣の保護指導の傾向をより深く理解し、保護指導獣医師の皆様と情報を共有するために、共通カルテを作成し運用しております。令和3年度は69施設82名の保護指導獣医師によって103枚の保護指導カルテが提出されました。

(1) 保護頭数について

令和3年度に愛知県下で動物病院に持ち込まれ、野生傷病鳥獣の保護指導を行ったのは103でした。傷病鳥が98、傷病獣が5でした。そのうち放鳥したカルテは30でした。指導のみのカルテは22、死亡した鳥のカルテは35でした。保護指導した傷病獣は合計3種類5頭でした。

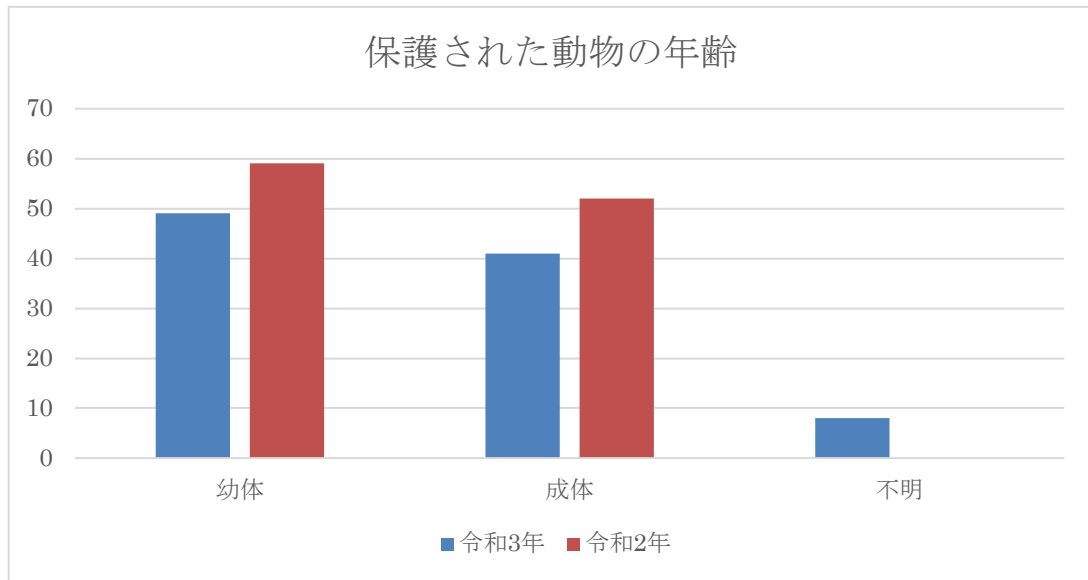
(2) 保護された動物種について

獣類は、イタチ、キツネ、ハクビシンの3種類でした。昨年よりも種類および頭数のどちらも減少がみられました（昨年は6種8頭）。野生哺乳類の保護施設は全国的にも少なく、愛知県にも保護できる施設はありません。また感染症などの危険性もありますので、極力、保護した場所またはその周辺に戻すように指導していただきたいと思います。平成30年3月28日付けで愛知県健康福祉部保険医局長より「犬におけるエキノコックス症の発生に伴う注意喚起について」が通知されました。愛知県下で野犬からエキノコックス虫卵が検出されたこともあり、やむを得ずキツネを保護した場合には、できれば糞便検査を実施して、エキノコックスの虫卵が出ていないかどうかチェックしていただくようお願いいたします。

鳥類に関しては25種類が保護されました。幼鳥、成体を併せた保護頭数の上位3種類は、スズメ、ツバメ、ムクドリでした。幼鳥でも順位は変わらずスズメ、ツバメ、ムクドリの順に多く、キジバトやドバト、ヒヨドリといった人の生活圏内でよく見られる鳥種が上位にみられました。成体ではスズメ、ドバト、ハシボソガラス、ムクドリ、キジバト、アオバトが上位にみられました。

(3) 保護された動物の年齢について

傷病鳥の成体または幼体の数(割合)は、幼体が49(54%)、成体が41(46%)、不明が8でした。幼体の方が運ばれてくる鳥が多いのが分かります。昨年は幼体が59(53%)、成体が52(47%)でした。割合でみると今期もほとんど去年と同じであることがわかります。獣類に関してはハクビシンのみが幼体で、残りは成体もしくは不明でした。



(4) 保護日時について

令和3年度の幼鳥における月別の保護頭数は、5月がピークとなりました。昨年は7月にピークがみられ、一昨年は6月にピークがみられました。今期の5月の数は14で、6月7月ともに12と高い数字がみられることから、巣立ちヒナの保護頭数と関連しているものと考えられます。春季は育雛の時期で、親鳥は複数の卵を育て巣立ちさせています。巣立ちの時期に飛翔訓練の不十分な巣立ちヒナが巣から落下している姿が多く見られます。外傷のない巣立ちヒナ（巣立ち直後のヒナ）が保護されて来院された場合は速やかに巣に戻したり、仮巣を作って巣立ちのお手伝いをしていただくようにご指導をよろしくお願いいたします。

成体の保護頭数は8月を除きすべての月で保護がみられました。その中でも3月と6月にピークがみられますが、どの時期でも成体の場合、保護され病院に運ばれてくる可能性があります。特に10月から3月にかけて「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（環境省）に記載されている検査優先種に記載されている鳥種は注意が必要です。ご確認をよろしくお願いいたします。検査優先種に該当する傷病鳥につきましては、平成29年度より実施しています「野生傷病鳥獣保護委託事業における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」（公益社団法人愛知県獣医師会）に基づいた対応をよろしくお願いいたします。検査優先種が高病原性鳥インフルエンザに感染する危険性が必ずしも高い訳ではありませんが、診療施設にて保護飼養する場合には「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（環境省）に基づいた隔離飼養の徹底をよろしくお願いいたします。

(5) 寄生虫について

外部寄生虫や内部寄生虫は不明なものがほとんどでした。成体ではドバトにダニやシラミがみ

られ、カラスでハエウジが見つかっています。幼鳥ではカラスとハクセキレイのそれぞれにハジラミが見つかりました。

(6) 受入時の診断について

受け入れ時の診断として全体では外科疾患が最も多く、約 50%で去年の 48%とほぼ同程度の値がみられました。またヒナの保護は 24%で去年よりも 1%低いですが、ほぼ同程度でした。原因不明の衰弱は 10%で去年より 4%ほど減少しました。

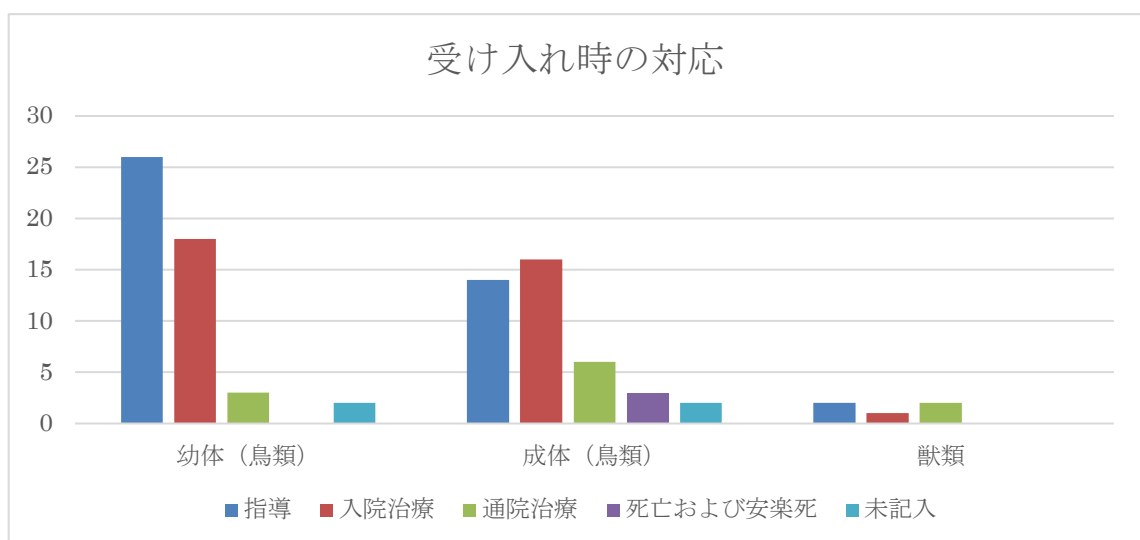
幼体と成体それぞれでみると、幼体はヒナの保護が 51%と例年通り最も多く、次に外科疾患が 37%と 2 番目に多くみられました。割合は去年と同程度でした。成体は外科疾患が 66%と最も多く、2 番目に原因不明の衰弱が 15%でほとんど去年と同様の割合でみられました。

(7) 受入時の対応について

受入時の対応は、全体として鳥類は指導が 45(45%)、入院治療が 39(39%)、通院治療が 9(9%)、死亡および安楽死が 3(3%)、残り未記入が 5 でした。全体では入院治療は前年比と比べ、-18%と一昨年並みに減少しました。それに伴い指導が全体ではもっとも多く増加しました。幼体では指導が 26(53%)、入院治療が 18(36%)、通院治療が 3(6%)、未記入が 2 でした。幼体の入院治療は前年と比べ、-20%と大幅に減少しました。それに伴い指導は増加しました。成体は指導が 14(34%)、入院治療が 16(39%)、通院治療が 6(15%)、死亡および安楽死が 3(7%)、未記入が 2 でした。成体でも入院治療が前年と比べ、-17%と大幅に減少しました。おそらく前年に比べ、全体的に治療に負担や時間のかかる外科疾患がややすくなくなった影響が考えられます。

獣類は指導が 2、通院治療が 2、入院治療が 1 でした。

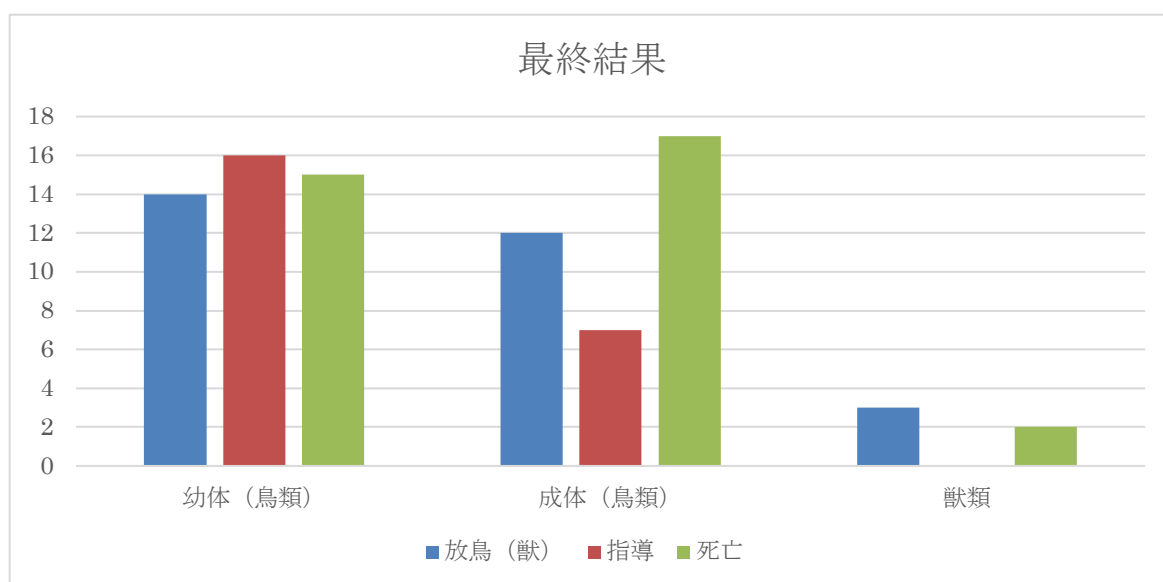
また通院治療の場合で、飼養先である程度の期間（1 ヶ月以内）保護飼養が必要と判断した場合や、2 回以上の診察及び治療を行う必要がある場合は、「短期の保護飼養の連絡票」を保護者に記入していただき、獣医師会事務局に FAX していただきますようお願いいたします。



(8) 最終結果について

最終結果として鳥類は全体として放鳥できたものが28(28.5%)、指導のみが25(25.5%)、死亡が36(37%)、飼養継続が3(3%)、施設紹介およびその他が5(5%)、未記入が1(1%)でした。前年は死亡の割合が36%でしたので、今期は+1%のほぼ横ばいでした。指導のみは前年よりも増加しましたが、放鳥はやや減少しました。獣類は放獣が3、死亡したものが2でした。幼鳥では放鳥したものが14(28%)、指導が16(33%)、死亡したものが15(30%)でした。前年と比べて、全体結果と同様に指導が増加傾向を示し、放鳥は減少を示しました。死亡はやや減少しました。成体では放鳥したものが12(29%)、指導が7(17%)、死亡が17(41%)でした。前年と比べ、放鳥は減少し、死亡はやや増加を示しました。

現在、愛知県が傷病鳥の保護施設として利用しています愛知県弥富野鳥園の保護頭数が切迫した状態にあるため、保護者の方からの傷病鳥の持ち込みを、基本的に制限しています。ただし、保護指導獣医師による愛知県弥富野鳥園への持ち込みに制限はありませんが、事前に同園に保護指導獣医師よりご相談頂きますようお願い致します。



(9) まとめ

昨年度と比較して、全体的な保護・救護の数が減少しました。保護指導獣医師および保護指導施設の減少も1つの要因になっていると思います。来年度以降はできる限り多くの先生方に参加して欲しいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

また入院治療は昨年より減少し、指導が増えた傾向がみられました。幼鳥の保護は減少しております。今後も、「ヒナは拾わないで」のポスターの掲示やチラシの配布等の県民及び保護者に対する啓発をお願いいたします。また、ヒナと出会う場面ごとの対処方法やヒナとの関わり方だけでなく、自然や野生動物との関わり方を考える機会になる内容となっている「野鳥のヒナと出会ったら？」(公益財団法人 日本野鳥の会発行)のダウンロード先を書きに記載していますので、

院内及び保護者への啓発にご活用下さい。

<https://www.wbsj.org/fukyu/hirowanaide/img/pamphlet2020.pdf>

令和3年度は国内の野鳥から8道府県、98事例の高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。昨年ほど多くの県からは見つかっていませんが、98件と事例は昨年よりも多い状況でした。特に野鳥は北海道で非常に多く見つかったのが特徴です。また家きんも12道県、23事例が報告されました。また北海道ではタヌキとキツネで1例ずつ高病原性鳥インフルエンザの感染がみられました。国内において哺乳類に感染したのは初めてであり、今後も注意が必要です。

海外における高病原性鳥インフルエンザの発生状況を考慮すると、次年度も本症の発生が危惧されます。今後も、「野生傷病鳥獣保護委託事業における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」（公益財団法人愛知県獣医師会）に従い、傷病鳥の保護指導時に診療施設内での感染拡大や、施設外へのウイルスの拡散の防止、及び病院職員等の感染の予防に努めて頂きますようお願い致します。